

社会福祉法人川越町社会福祉協議会役員等報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川越町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条第3項に規定する役員の報酬及び旅費の支給並びに第13条第11項に規定する評議員の報酬の支給及び第 条第 項に規定する評議員選任・解任委員の報酬の支給に関する事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員

(報酬額)

第3条 支給の要件及び報酬額は次のとおりとする。

支給の要件	報酬額
(1) 理事たる会長が勤務実態として非常勤であるとき	月額 70,000 円
(2) (1) 以外の理事が理事会に出席したとき	1 回につき 3,000 円
(3) 監事が監査を実施したとき及び理事会、評議員会に出席し、報告または意見を述べたとき	1 回につき 3,000 円
(4) 評議員が評議員会に出席したとき	1 回につき 3,000 円
(5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき	1 回につき 3,000 円

2 月額をもって定めるものは、本会職員の給与支払いの例により支給する。

3 回数をもって定めるものは、回数に応じて当月分をとりまとめ、翌月の10日（ただし、その日が休日に当たる場合は休日の翌日）に支給する。

(旅費)

第4条 理事、監事並びに評議員、評議員選任・解任委員が職務のために旅行したときに支給する旅費の額は、次のとおりとし、本会職員の例により支給する。

旅費の額		
鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
本会職員に支給する旅費の例に	3,000 円	14,800 円

よる	(1日の判断は、本会 職員の例による。)	(1夜の判断は、本会職 員の例による。)
----	-------------------------	-------------------------

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人川越町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程（平成 13 年 5 月 1 日施行）は廃止する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。